

第4回 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の 算出方法等に係る検討会

日時：令和7年5月29日（木） 10:00-10:45

場所：オンライン開催

1. 開会

○福田室長

それでは定刻になりましたので、ただ今より、第4回温対法に基づくガス事業者および熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会を開催いたします。事務局のガス市場整備室長の福田でございます。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はオンラインでの開催でございます。ウェブ中継も行っておりまして、そちらでの傍聴が可能となっております。それでは以降の議事進行を工藤座長にお願いいたします。

2. 議事

○工藤座長

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。本日の会合、お手元の議事次第にありますとおり、議題は1件になります。温対法に基づくガス事業者別排出係数の算出方法について、議論を深めていくことを目的としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、ガス事業者別排出係数の算出方法等について、事務局のほうからご説明よろしくお願いいたします。

○福田室長

それでは資料3に基づきまして事務局からご説明させていただきたいと思います。資料3はガス事業者別排出係数の算出方法等についてとなっております。

ページをめくっていただきまして3ページ目でございます。こちらでございますけれども、前回は昨年の10月でございますけれども、この検討会において宿題となっていた事項でございます。別の審議会でございます総合資源エネルギー調査会のほうのガス事業制度検討ワーキンググループにおきまして、合成メタンの導入促進に向けて、エネルギー供給構造高度化法により2030年度の目標を設定し、かつ、その調達費用について、割高となる費用につきまして、託送料金原価に含めることを可能とするという制度の整理を行っております。こちらにつきまして、今後この温対法に係る通達にも反映していくということが宿

題となっております。

そして4ページ目でございますけれども、ガス事業制度検討ワーキンググループの中での議論の整理でございます。まず環境価値に関してでございますけれども、託送料金制度を活用して合成メタンやバイオガスをネットワークに注入した場合については、その環境価値につきましては、注入されたネットワーク内のガス小売事業者に対して、負担に応じて公平に分配される仕組みとするようになってございます。そして3つ目のポツでございますけれども、分配された環境価値につきましては、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができるという整理をさせていただきました。その上で、具体的な反映方法につきましては、検討会において整理をするというような形となっております。

5ページ目はその概念について図示したものでございます。左側から、合成メタンやバイオガスについて託送制度を活用する場合については、導管事業者から小売事業者のほうに行くに当たりまして、小売事業者の販売量に応じて環境価値が分配されるというような整理となっております。その上で、小売事業者が特定の需要家向けにメニューを作って、用いることができるというような形の整理とさせていただきました。

それでは、6ページ目以降でございますけれども、本検討会における議論の振り返りをさせていただきます。

7ページ目でございます。昨年10月の係数検討会におきまして、基礎排出係数におけるメニュー別排出係数の設定や、そして、もともと託送制度についてはバイオガスについては適用されてございましたので、その時の託送負担バイオガスや託送分配バイオガスをどのように反映するのか。そして、その当時まだ託送制度というものは合成メタンには適用されてございませんでしたけれども、合成メタンについては、どのような形の合成メタンについて、価値の証明方法であるとか、反映するのといったところについて整理をさせていただきました。本内容については今年2月に、通達におきまして改定し反映してございます。従いまして、こちらにつきましては、令和7年度の報告から反映が可能となっているという状況でございます。

8ページ目に少し式を載せさせていただいております。昨年の10月の検討会においてお示しをさせていただいたものでございますけれども、まず、基礎排出係数の設定のところでございます。

もともとの販売ガス量がございまして、そしてそれに対して供給バイオガス量、こちら、自ら小売供給したバイオガス量ですけれども、これを引き算するというような形となっております。それに対しまして託送負担バイオガス量、こちらにつきましては、導管事業者からバイオガス調達費の支出を受けたバイオガス量となっております。いわゆる託送制度を使ったものでございます。託送制度を使ったバイオガス量については、供給バイオガス量から戻さなくてはならないという形になりますので、ここについては、プラス託送負担バイオガス量というのが出てきます。その上で、託送分配バイオガス量でございますけれども、これは販売ガス量に応じて分配されたバイオガス量でございますので、この部分を

引き算するというような形で整理をさせていただいてございます。

そして次のページ、9ページ目でございます。合成メタンのところでございますけれども、当時については、託送制度については議論中でしたので、バイオガスとはちょっと別の扱いになってございます。合成メタンにつきましては、供給バイオガス量と同等のところで扱うという形になってございまして、2つ目の項でございますけれども、供給バイオガス量または供給合成メタン量というところを入れて、そして右側の託送の部分には、合成メタンが入ってこないという整理とさせていただいてございました。

そして10ページ目でございます。メニュー別の基礎排出係数でございますけれども、こちらにつきましては、供給バイオガス量、供給合成メタン量、プラス託送負担バイオガス量、この部分については託送制度を用いなかったバイオガス量、そして合成メタン量、この部分についてはメニュー別に仕分けることができるというふうにしてございまして、そしてその右側でございます。託送分配バイオガス量につきましては、こちら、託送制度を用いた、分配されたものでございますけれども、これはそれぞれの販売ガス量に応じて按分するというような状況になってございましたので、メニュー別販売ガス量に応じて按分するというような整理とさせていただいてございました。ここまでがおさらいです。

そして、12ページ目以降が今回お示しした新しいものでございます。まず、先ほど申し上げましたように、ガス事業制度検討ワーキンググループにおきまして、託送料金制度を活用して、合成メタン、そしてバイオガスをネットワークに注入した場合について整理をさせていただきました。合成メタン等とさせていただきましたが、この排出削減価値については、注入されたネットワーク内のガス小売事業者に対して、負担に応じて公平に分配される仕組みとしました。

これを表現するために、この式にございますように、託送負担合成メタン等量、こちら、合成メタンまたはバイオガスになるわけでございますけれども、この量につきまして、託送制度を使って供給した量、導管事業者から合成メタン等調達費の支出を受けた合成メタン等量につきましては、託送負担合成メタン等量と定義いたしまして、その上で、販売ガス量に応じて按分された量につきましては、託送分配合成メタン等相当量という形で整理をさせていただきました。

そしてこの定義に基づきまして、次のページ、13ページでございます。基礎排出係数の算出方法でございますけれども、これまでは、合成メタンにつきましては、供給合成メタン量の、この部分だけしか出てこない形になりましたけれども、今回、合成メタンも託送制度を使えるという形で整理をいたしましたので、下の式にまいりまして、バイオガスと一体化しまして、供給合成メタン等量、託送負担合成メタン等量、そして託送分配合成メタン等相当量という形で、このそれぞれの項に合成メタンが入ってくるという形に整理をさせていただきたいと考えてございます。

そして14ページ目でございます。メニュー別の排出係数につきましてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、ガス事業制度検討ワーキンググループにおきまして、分配さ

れた環境価値につきましては、小売事業者がメニューに応じて、特定の需要家向けに用いることを可能とするという形にしてはどうかというふうに整理をしてございますので、それに応じまして、今回の式でございますけれども、もともとはこの託送分配バイオガス量はメニューの中に入れずに、ガス量に応じて按分でございましたけれども、改定案、下でございまして、合成メタン等量、託送負担合成メタン等量、そして託送分配合成メタン等相当量、それぞれの式に応じた値でございますけれども、それがメニュー別に仕分け可というような形で整理をしてはどうかと考えてございます。

以上でございまして、その上で16ページ目にまいります。今回このような形で式を整理させていただければというふうに考えてございますけれども、幾つか今後の検討事項として記載をさせていただきました。

まず、今の通達でございますけれども、通達の別紙2に、合成メタンに係る確認事項というのを書かせていただいております。

次のページ、17ページ目に、その別紙2を掲載させていただいておりますけれども、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合には、一定の条件のところににつきまして、環境省および経済産業省が確認をすることができるということが、この合成メタンの排出量を控除する条件となっておりまして、

そしてまたページ戻っていただきまして、この確認事項につきまして、先ほどの託送制度を用いた場合に、分配された排出削減価値につきまして、受け取ったガスの小売事業者が先ほどの確認事項全てを自身で用意するということは、なかなか難しいということが予想されます。そこで、この分配された排出削減価値につきましては、例えば必要に応じて国が確認事項を事前に確認するなど、代替方法の検討が必要と考えてございます。こちら、具体的な方法については今後の検討事項とさせていただきたいと考えてございます。

そして2つ目でございますけれども、需要家へのメニュー販売の、につきましては、合成メタン等が注入された当該年度内に限定されてございます。一方で、ネットワークに注入された合成メタン等量や小売販売ガス量、小売の託送供給量や託送負担合成メタン等量、そして託送分配合成メタン等相当量、それぞれにつきましては各年度終了後に実際の量を確定するという形になってございます。従いまして、使用しようとする小売事業者の方々が、この確定した託送分配合成メタン等相当量に基づいて全量をメニュー販売することができず、ある程度保守的な形で販売するというのが前提となっております。従いまして、分配された合成メタン等相当量の全量を、ガス小売事業者が需要家に販売することができるような取り扱いにつきましても、今後の検討事項としたいというふうに考えているところでございます。私からの説明は以上でございます。

○工藤座長

どうもご説明ありがとうございました。電力の方もそうなのですが、この排出係数検討委員会は、上流のほうの制度変更があった場合にそれに適用するような形で、しっかりとした算定方法を検討、確立してくださいというミッションでございますので、今回改定さ

れた制度に対応した適切な方法論について検討する場とご理解いただければと思いますし、そういったような意味で、今ご説明いただいた制度そのものの内容を皆さんにご理解いただきながら、算定方法の改定等についてもご意見をいただければと思います。

それから今ちょうどスライドで出ていますが、一方で検討課題は2つほどありますと。実際に制度をしっかりと担保するための色々な環境整備ということになって、これについてはこの先少し時間をかけて再度検討して、皆さまにもお諮りするという形になると思います。いずれにせよ、本日の算定方法の改定に関する提案について、そして今後の進め方として、検討事項について留意しながら引き続き議論を行いたいという、この2つの案について、ご質問、コメント等をいただければと思います。

発言希望の方は Teams のコメント欄にお名前と発言希望の旨を記入して、お知らせいただければと思います。順次こちらのほうからご指名、ご指定させていただきたいと思います。いかがでございましょう。島田委員、どうぞ。よろしくお願いします。

○島田委員

よろしくお願いします。ご説明ありがとうございました。3点コメントさせていただきます。あるいは質問になります。

1点目は言葉、用語の問題になります。ご提案では、託送分配合成メタン等相当量という、相当という言葉が入っています。前回のバイオガスの時には相当量という言葉はなかったのですが、今回この合成メタン等というものに、引き算する量を相当というふうに付けないといけない理由を教えてください。言葉として、相当量と、それから等の相当量となっており、これを事業者あるいは国民がきちっと理解しやすい言葉になっているか、ちょっと気になるところがございます。ここ、1点です。

2点目は、先ほどの最後のスライドにありました検討課題です。今後検討ということなのですが、どの検討の場で、どういうスケジュール感で検討していくのか、予定で結構ですので教えてください。

3点目は、最後に告示でしょうか、合成メタンの確認事項というペーパーが付いています。こちらの合成メタンの製造は、当面海外で予定ないし計画されているということを考えると、例えば一号から六号までというのは、おそらく海外での回収なりあるいは合成といった行為が入ってくると思います。もちろん小売事業者がそれを確認するのは困難というのは分かります。しかし、それを国が代わって確認、ないし証明に足り得るような確認をしているということについて、日本の政府が海外の事業者ないし海外の法人に対して、そういった資料を出させて確認できるような根拠があるのかどうか。逆に言うと、虚偽が起きないような担保というのは、どこで取れるのだろうかというところが気になります。輸入する時に、貿易措置の中に何か担保の措置をかませしていくのか、その辺りも含めて教えていただければと思います。

以上3点になります。よろしくお願いいたします。

○工藤座長

ありがとうございます。他の委員からのご質問、コメント等を受けて、最後まとめて事務局のほうからお返事するようにしたいと思いますので、他の委員、いかがでございましょうか。下田委員、よろしくお願いします。

○下田委員

ありがとうございます。今の島田委員のお話も関係するのですが、全体的には、これはもう制度として決まったものをそのまま式に移し替えているだけですので、式の内容等については全く異論ございませんが、最後で合成メタン等という言葉を使ってしまっているところについて、今ございましたけど、等量という言葉が出てくるとちょっと別の意味を持つてしまうので、他の言葉が使えないかなというふうに思いました。

それから託送負担と託送合成についても、たぶん一般の方が、託送制度のことを理解されない方が読むと少し分かりにくい言葉になっているので、言葉を変えるか、あるいは、一般向けの解説書では丁寧にこの辺りを説明していただければというふうに思いました。以上です。

○工藤座長

どうもありがとうございました。他の委員、いかがでございましょう。秋元委員、よろしくお願いします。

○秋元委員

ご説明いただきましてありがとうございます。私も、今回の整理は決まったものを式に落とし込んで明確化したということだと思っていますので、異論ございません。

ただ、課題として挙げていただいたところは、むしろ今日の議論よりもこれからの議論として重要なところをご提示いただいていると思いますので、方向性としては、これをしっかり検討していくということかなというふうに思って聞きました。特に私は修正とか異論もございませんし、ただ、次の決めをどうしていくのかって、意外と厄介かなという印象もありますので、しっかりやっていきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○工藤座長

ありがとうございます。引き続き橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員

橋本です。私のほうも、メニュー別の仕分けとか、あと算定式に関しては特に異論はございません。

1点だけちょっとコメントになるかと思うのですが、少しというかなかなり気になっているのが5ページですかね。参考のところの分配の数字ですけども、小売事業者A、B、Cとあって分配されていく数字ですけど、この5ページに載っている数字というのは、全て事後的に決まってくる数字だというふうに考えております。その一方で、合成メタンの取引、小売のところの取引というのは事前の契約で行うと。そうすると、この事前と事後の数字のずれというのをどういうふうに埋めるのかというのは、今後ものすごく重要な課題になっ

ていくのかなというふうに考えております。

例えば証書とかクレジットでうまく翌年に繰り越せれば、うまくいくと思うのですが、そういうのはできるのかどうかとか、あと、今年度の取引量のずれを翌年の数値でうまく相殺したりできるのかとか、あるいは、こういう数字のずれの不確実性を、政府だけでなく企業サイドのほうですよね。契約の際に幅を持たせて契約をして、その不確実性を回避するとかという、色々な方法があると思うのですが。ここの点がすごく重要なと思っていて、その辺の方向性みたいなのがもしあれば、ちょっとお聞きしたいというか、もしあればお聞きできればなというふうに思っている感じです。以上です。

○工藤座長

どうもありがとうございます。各委員からコメントいただきましたけれども、追加で何かコメントのある委員ございますか。特によろしいですかね。ありがとうございました。そうしましたら、オブザーバーのほうからコメントがあればいただければと思います。ガス協会、津田さま、よろしくお願いします。

○津田様

日本ガス協会の津田でございます。このたびは発言の機会をいただきありがとうございます。声聞こえておりますでしょうか。

○工藤座長

はい、大丈夫です。

○津田様

それでは、本日の事務局資料、(3)でお示しいただいた内容につきましては、いずれもガス事業制度検討ワーキングで整理された内容を、適切に反映いただいたものと理解しておりますので、内容についてはいずれも賛同してございます。そのため、本日お示しいただいた内容を速やかに通達にご反映いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、事務局資料、(4)でお示しいただきました2つの課題についても、今後適切に検討が行われることを期待しております。特に、資料中に、小売事業者は、確定した託送分配合成メタン等相当量に基づいて全量メニュー販売できない懸念があるということに言及されてございますので、この課題の解決は、e-メタン等を調達する事業者だけではなく、分配を受ける小売事業者にとっても予見性を高めるために必要な措置かと思っておりますので、委員の皆さまからも先ほどこの点ご指摘あったと思いますが、重要な課題として、具体的な策の検討を進めていただきますようお願いいたします。私からの発言は以上でございます。

○工藤座長

ありがとうございました。他のオブザーバーの方、いかがでしょうか。

○中森様

熱協会、特にございません。

○工藤座長

どうもありがとうございます。電事連さん、いかがですか。よろしいですか。

○高野様

はい。電事連も特にございません。

○工藤座長

どうもありがとうございました。各委員の方、オブザーバーの方、コメントをいただきましてありがとうございます。先ほどちょっと途中で切れてしまいましたけれども、本日いただいたご意見の中で、特に算定の改正案については、若干用語についていかがかということがあるかと思いますが、算定の中身については、特段異議はなかったと理解しております。そして、検討事項等についても、その問題意識はたぶん同じような形でお持ちであるということが分かりましたので、引き続きそういう検討を進めるというような流れかなとは思いますが、まずは事務局のほうからご説明をお願いします。

○福田室長

事務局でございます。皆さまからのコメント、ご意見、ありがとうございます。幾つかいただきましたご質問につきまして、回答させていただければと思います。

島田委員からございました相当量というところでございますが、ご指摘のとおり、前回バイオガスの時に整理をさせていただいた時は、相当量という言葉を使わずに託送分配バイオガス量という書き方、説明の仕方をしてございました。ただ、一方で、こちらの量につきましては、実際にバイオガスそのものが行っているというよりは、メニュー別の販売ガス量に応じて機械的に按分した量が、小売事業者に行っているという量になってございますので、こちらにつきましては、もともと相当量という考え方のほうが適切だったのかなというふうに考えてございます。従いまして、今回合成メタンも含めて整理をさせていただく際には、バイオガスもひっくるめて合成メタン等相当量という形で、今回整理をさせていただいたという中身となってございます。

そして下田委員からございました合成メタン等量のところでございますけれども、機械的に合成メタンとバイオガスを書くとなってしまうものですから、合成メタン等量という形で整理をさせていただいたものとなってございます。誤解を生じることがないようにということもございますので、私たちも、これから各関係者への説明の際には気を付けていきたいと思っておりますし、通達を作成する際におきましても注意をしていきたいというふうに考えてございます。

そして、また戻りますけれども、島田委員からございました合成メタンの確認事項のところでございます。こちらについては、これまでの検討会の中で議論をさせていただいたものでございますけれども、まず、海外のものをどのように確認をしていくのかというところがございました。一方で、当時議論させていただいた際は、まず、合成メタンで動き出すのは量も少量であって、国内のものから徐々に少しずつ動き出すであろうということを前提としまして、その際は、量も少ないし案件も少ないということでございますので、環境省や経産省が、契約書や、もしくは色々な企業からいただく分析結果を拝見して、確認をしていくというような形で整理をさせていただきました。

一方で、量が多くなってきて、海外のものが入ってくるというような形になってくると、こういった確認も非常に大変な形になってくると思いますので、その時にどのように確認をしていくのかというところについては、引き続き検討課題となっていましたので、ここについては、私たち自身も、これからどういう形にしていくかについて、また引き続き議論させていただきながら整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。ただ、足元はこういう形で確認をしていくという形にしていきたいというふうに考えてございます。

そして、今後の検討課題のところにつきましてご指摘をいただきました、まさに時期のずれ、そして予見可能性のところにつきましてでございますが。こちらにつきましては、いわゆる温対法の SHK 制度全体の議論や、あとは、色々な事例など参考にしながら、企業の方々の取引の状況など、色々な状況を私たちのほうもお聞かせいただきながら、今後整理をしていきたいというふうに考えてございます。引き続きこの検討会のおきまして、皆さまにいろいろまた案を示して、議論をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○工藤座長

ありがとうございます。特に用語に関連したところで、島田委員、それから下田委員、今のご説明に関して何か追加的なコメントありますか。大丈夫ですかね。ここの表現は、あくまでこっちの排出係数のほうの表現であって、上の法令の表現では違うということですね。

○福田室長

通達の場合にはしっかり定義し直す形になると。

○工藤座長

なるほど。分かりました。よろしいですかね。

○島田委員

きちっと誤解なきよう、解説あるいは補足、通達などでしていただけるということでしたので、それでよろしく願いいたします。

○工藤座長

排出係数の場合、いろいろ説明が必要になることは結構ありますので、ぜひこれは事業者の方も含めて理解が進むように、注釈なり何なりで説明を尽くしていただければと思います。他、よろしいですか。

特に、私の私見で恐縮なのですが、合成メタンのトレーサビリティをどうするかというのは、おそらく最後の課題の中のポイントであるかと思っています。特にガスの場合は、直接導管に注入されるものと、海外から持ってきて、そしてそこからまた導管に注入するといったようなことがあります。これは、電気と同じような制度ではあるものの、実はそのところに貯蔵的な概念が入ってくるのですね。ですので、そういったことも含めたトレーサビリティというものを、ビジネス上の色々な契約条項とうまく整合化するような形で検討するというところで、先ほど秋元委員もおっしゃっていましたが、結構大変というのはまさ

にそのとおりだと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

あとは、上流にさかのぼって、やはり合成メタンの場合は原料の供給元を特定化すること。これは、今の SHK 制度全般の中で共通の考え方になっていますけど、これについては、国内については既に証書等で制度として運営をしているので、そういったようなものを参照いただきつつ、やはり海外なので、そういった海外としての難しさを考慮しながらご検討いただくという話かと思います。

それから最後の期ずれの話についても、グリーン電力に関してアメリカ等で既に需要家と販売者との間で調整が行われているはずなので、そういったような事例等をうまく見ていただければ、何かしらのアイデアは出てくるというふうに私自身は感じました。

ということで、今の用語についてもご同意いただきましたので、今回ご提案いただいた内容につきましては、各委員の方、賛同していただいたというふうに理解をしたいと思います。事務局におかれましては、ガス事業者別排出係数の算出方法等に係る通達の改正に向けて、引き続き今後の検討事項となっている論点の整理等をお願いできればと思います。

今後の検討課題のスケジュールはという質問がありませんでしたか。

○福田室長

はい。こういう意味では幾つかまだ整理しなくてはいけないものがございますので、ちょっとそういう意味で、いつまでにとというのはなかなか難しいのですが、ただ、今回の式も併せて通達の中で整理をできるように、議論進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。そうしましたら、本日の議事は以上となります。皆さま、コメント等いただきまして誠にありがとうございました。それでは事務局のほうにお戻しいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○福田室長

すいません。委員の皆さまにおかれましては、本日も活発なご議論いただきましてありがとうございます。いただいた意見等を踏まえまして、引き続き論点の整理等進めてまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

3. 閉会

○工藤座長

以上をもちまして、第4回温対法に基づくガス事業者およびガス供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会を終了いたしたいと思います。本日は、皆さま、どうもありがとうございました。

以上